

令和3年第4回農業委員会総会議事録

令和3年4月16日（金）第4回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志	
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博	
				4番	赤井 勝利	
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二	
				7番	倉脇 敏弥	
	8番	井藤 孝久		10番	神山 順一	
	11番	宮脇 繁		13番	伊達 修史	
	14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和				

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏	2番	真壁 正司	3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
	7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

9番 藤本 彰 12番 眞壁 勲二

議事	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第20号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第23号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地法施行規則第29条の届について
		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
		法務局照会について
		農地転用期間変更届について
		完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	参事	土屋 文孝
	参事	三村 真司
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

三村参事

委員の皆様お疲れ様です。総会に先立ちまして4月1日付けの人事異動によりまして産業部長に異動がありましたので紹介させていただきます。新しく産業部長に配属になりました廣重でございます。

廣重部長

どうぞよろしくお願ひいたします。

三村参事

部長より挨拶を、お願ひします。

廣重部長

皆様、おはようございます。令和3年第4回の農業委員会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。4月1日付けの人事異動によりまして産業部長を拝命しました廣重と申します。農業委員会におかれましては、農地等の利用の最適化、集約化そして遊休農地の発生防止及び解消にご尽力頂いているところであり厚く御礼申し上げます。さて、新見市のホームページにも公開しておりますが平成30年7月豪雨につきましては、農地等の災害復旧事業が全体で244件ございました。契約は全て済ませておりますが、その内工事を完了しているのは168件と全体の約70パーセントでございます。早期完了に向けて引き続きしっかり取り組み農地の保全に努めていきたいと考えております。又、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染確認から一年以上が経過しておりますが本市におきましても2例目のクラスターが発生し今だ終息が見えないという状況でありワクチン接種が円滑に進み一刻も早く安心した生活が送れることを願っております。農業委員の皆様におかれましては、健康に留意され農地等の利用の最適化や農地調査、荒廃農地防止等の活動につきまして今後ともご協力賜りますよう宜しくお願ひ申し上げ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞ宜しくお願ひ致します。

三村参事

次に、事務局職員の異動を紹介いたします。

局長吉田の後任として竹村が昇任しました。次に、高瀬の後任には建設課より参りました参事の土屋でございます。竹村の後任には岡山県農業共済組合から参りました主査の小林でございます。私、三村も昇任しまして参事となりました。そして、藤井事務員の後任には土屋事務員が配属になっております。昨年と引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、農地中間管理機構の農地集積専門員は引き続いて大本さんが務められます。

部長は他の公務のためにここで退席させていただきます。

ただいまから新見市農業委員会第4回総会を開催いたします。

本日の出席は26名で欠席の委員は9番藤本委員と、12番眞壁委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

皆さん、改めましておはようございます。朝夕はしっかり冷え日中は

暖かくなっておりますが4月に入ってから市議選、コロナの問題とかなり賑やかになっておりますが市議選はどうでしたか。意中の方が当選されましたか。選挙は終わりましたがコロナは今からまだまだ予断を許さないよう皆さん感染、予防には十分配慮して下さい。よろしくお願いいたします。それでは、本日もよろしくお願いいたします。

三村参事 続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は9番藤本委員がお休みですので10番神山委員に先導をお願いいたします。

神山委員 「農業委員会憲章」の先導

三村参事 ありがとうございます。それではこれからの進行は会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、2番小田委員、3番宮本委員をお願いいたします。

続きまして日程2「議事」に入ります。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を3月23日に行っております。場所は、神郷下神代、現況地目は畑、1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は経営農地をすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有しております。また、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。

	<p>以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、耕作できないため、近隣の親族に贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
仲田委員	<p>1番仲田でございます。確認日4月10日大原委員と信谷推進委員と現地を確認しました。場所ですが国道182号線下神代地区の水車前に消防機構がありその横を通り20m行き左側に譲渡人の家がありその並びにその土地がありました。実質、135㎡なのですがそのようには無いようで若干、勝手に碎石をし使いやすいうようにしているように思われ別段問題ないです。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
倉脇委員	<p>案件の質問ではないです。調書について前局長の名前を使用している。事務局よく考えて下さい。作成者、吉田さんになっている。4月なり異動された方の名前を使用しないように。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第19号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第20号第1番でございます。確認を3月23日に行っております。場所は、豊永佐伏、現況地目は畑、1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、申請人の自宅近くに、新たに墓地を整備するものです。工事期間は許可日から6月30日までです。この申請地は、甲種農地、</p>

	<p>第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と 考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除 計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はや むを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石設置 費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤川委員	<p>14番藤川でございます。4月2日に現地確認しました地元委員神山 委員、妹尾推進委員と行いました。場所は県道北房井倉哲西線の真庭市 との境から新見方向へ1キロ行った所をさらに北に200mさらに西に 100mの所に自宅がありましてその裏に予定地がありました。現在の 墓地が自宅より100mの山の中にあり車も行けない不便な所にあり自 宅近くに設置したいということでした。問題ないと思います。よろしく お願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質 問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号の議案に賛成の方は 挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積30a未満 のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろ しいか。</p>
全 員	<p>よろしい</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請につい て、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>第5条の申請につきまして、1件申請がございました。 それでは、1番について説明いたします。現地確認を3月23日に行</p>

っております。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場2台分です。転用理由は、自家用自動車の駐車場が十分でないため、自宅近くの申請地に駐車場を整備するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は6月1日から6月30日までです。売買価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある、第3種農地(準工業地域)と考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金です。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

泉委員

推進委員3番泉です。今日は眞壁委員が欠席されているので代わりに説明させていただきます。現地確認は4月5日に行いました。場所ですが新見インターを北上千屋方面に行きますとコンビニエンスストアに●●●●があります。新しい国道ではなく上市の地域内に入る道が●●●●●とコンビニエンスストアを挟んでありそれを入り先に上市駐在所があり反対側に●●●●●事業所の入る道があります。駐在所から50m手前新見寄りです。三角形の畑に防草シートが貼ってあり確認しました。問題ないと思います。よろしくお祈いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員

(よろしい。)

会 長

それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。

会 長	続いて6番から推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。4月5日に三上委員、奥津(忠)委員、私と3人で現地を視察しました。6番から、182号線旧国道がありそちらに入った旧哲西町役場、東城方面に向かって左手に約1キロ入った奥へ3筆ありました。7番ですが、182号線を広島県、岡山県の県境を手前約300m左手に入ったそこから約400m入った付近に7番、8番共に顕在しておりました。9番、182号線東城方面に向かって●●●がありますそちらから約300m行った右手にある物件です。続いて10番です。●●●●●がありますそこから県道北房井倉哲西線を約2キロ行きそこから哲西に抜ける道がありそちらへ約500m入った所にありました。11番、国道182号線●●●●●があります。建材屋さんの周辺にぐるりと囲むように顕在しておりました。全部6番から11番までの圃場状態等々確認しましたが問題ありませんでした。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	再設定が25件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	(ありません。)
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 2 2 号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして議案 2 3 号現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>現況証明の申請につきまして、3 件申請がありました。第 1 番でございます。確認を 3 月 2 3 日に行っております。場所は神郷下神代、台帳地目は田 1 筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、昭和 5 4 年頃から建物を建て、宅地として利用しているというものでございます。第 2 番でございます。確認を 3 月 2 3 日に行っております。場所は哲多町本郷、台帳地目は田 1 筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、昭和 3 6 年頃から建物を建て、宅地として利用しているというものでございます。第 3 番でございます。確認を 3 月 2 3 日に行っております。場所は法曾、台帳地目は畑 1 筆、田 1 筆の計 2 筆です。現況地目は原野と宅地でございます。理由は、畑については長年に渡り耕作していないために原野になっているというもので、田については昭和 6 2 年年頃から建物を建て、宅地として利用しているというものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。 1 番。</p>
仲田委員	<p>1 番仲田です。確認日は 4 月 1 0 日大原委員、信谷推進委員と確認しました。場所は国道 1 8 2 号哲西方面に向かって行き坂根駅の手前 1 0 0 m ほど哲西方面に向かって右手の段がある所へあります。昭和 5 4 年ごろから建物が建ったのですが登記をしていなかった。申請者は二人兄弟で倉敷に居るのですが母親のお世話をしており 9 4 歳になったので終活しようとして生きているうちに子供に名義変更しようとしたが登記ができなかった為、この案件が出て参りました。司法書士は難波先生です。問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>続いて 2 番、お願いします。</p>
宮脇委員	<p>1 1 番宮脇です。2 番、場所は哲多支局の境界に隣接した所です。申請者の住宅に隣接した所で、すでに 3 6 年ごろからです。長屋、離れとして昔から建っています。利用されていますがそれを壊して住宅を建て</p>

	るのでこの案件が出ております。以上です。
会 長	続いて、3番お願いします。
伊達委員	13番伊達です。宅地の方から説明します。新見市と高梁の境にちょうど家があり境の間に市道がありますがその一番上の建物が該当します。畑ですが自宅から北に600mほど国道上り左に入る道があります。その道を300m上りますと畑がありました。今は竹が生えておりました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 はい、15番。
山田委員	3番ですが、原野と宅地を分ける必要があるのでは。合計しているようですが。
会 長	はい、事務局。
竹村局長	2筆で合計です。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、議案23号1番から3番について認定に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。それではここで20分まで休憩といたします。 ～ 休憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。第1番は確認を3月23日に行っております。場所は神郷油野、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、農機具の置場がないため、新たに申請地に農機具倉庫を整備するというもので、整備面積は記載のとおりです。工事期間は4月16日から5月31日までです。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。16番。
大原委員	16番大原です。4月10日仲田委員、信谷推進委員、申請人4名で確認しました。場所は笹尾公民館から北西700mぐらいの所です。農地中間機構の関係者で間違いないと思います。以上です。
会 長	次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が1件ございました。第1番は、確認を3月3日に行っております。場所は長屋、現況地目は田1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和3年3月26日から6月26日までとなっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を4月7日に逸見委員と行いました。場所は●●●橋から300m●●●さんの北側に入り●●●さん側に杭を立っていたのを確認しました。以上です。
会 長	続いて法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	今回は3件ございました。1番の場所は正田、確認を3月3日に行いました。登記地目は畑、現況地目は雑種地という申請で、内容は長年にわたり耕作されず、平成の初め頃から雑種地として利用されているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は草間、確認を3月11日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野という申請で、内容は昭和の頃から耕作していないため、原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、原野とは認められないということで、法務局へは農地で回答しています。3番の場所は新見、確認を3月11日に行いました。登記地目は田、現況地目は宅地という申請で、内容は昭和45年から建物を建て宅地として利用しているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を4月7日に逸見委員、三輪推進委員の3名で

	<p>確認をしました。●●橋から300mほど入りますと三叉路があります。それを左に入り100m行ったら三叉路があります。その三叉路を左に入って30m行った所に自宅と納屋があります。その納屋に面した土地があります。最近資料をいただきその無償提供していた土地がまた返ってきたのと、それ以外に耕作されていない土地がありました。</p>
会 長	<p>10番お願いします。</p>
神山委員	<p>10番神山です。3月11日に藤本委員と妹尾推進委員と確認しております。場所は北房井倉哲西線を井倉から草間へ上がり●●●バス停がありそこから東へ2キロ入った所です。2年ほど前に現況証明で原野ですと出したが登記が上がって来ずに放置され、この度登記されると法務局が確認しに行ったところ「農地ではないですか」ということで再確認に行くと綺麗に刈られていたので原野とはならないので農地とさせていただきます。以上です。</p>
会 長	<p>次に3番、7番お願いします。</p>
倉脇委員	<p>7番倉脇です。3月12日に真壁委員、溝尾推進委員3名で確認しました。場所は警察署の裏手になります。転用されていました。</p>
会 長	<p>次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>期間変更届が1件出ています。石蟹地内、畑1筆 嵩上げで、R2年6.14までの予定でしたが、県との打ち合わせが長引いたため、R3.8.31まで変更となっています。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。13番。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認を4月7日に逸見委員、三輪推進委員の3名でおこないました。詳細を県と打ち合わせ中です。よろしく願います。</p>
会 長	<p>続いて完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>完了届が3件出ています。1番が正田地内農地法第5条によるグループホーム新設。2番が西方地内農地法施行規則第29条による農道への転用。3番が哲西町大竹地内農地法施行規則第29条による農機具倉庫への転用となっております。以上です。</p>

会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を4月7日に行いました。立派な施設が完成しておりました。以上です。
倉脇委員	7番倉脇です。4月14日に確認しております。完成しておりました。
奥津(賢)委員	17番推進委員奥津です。4月5日現地確認しました。倉庫が出来ていました。
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(ありません。)</p>
会 長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
竹村局長	事務局から2点お知らせをさせていただきます。お手元に新見市賃借料情報A4の一枚ものの資料をお配りしております。令和2年度中の利用権設定で出た賃借料情報を集計しております。賃借料現物支給している場合は、米60キロ当たり13,800円に換算しております。利用権設定する時の参考にしていただければと思います。これは、新見市のホームページにも掲載する予定になっています。
小林主査	続きまして、積立金天引承諾についてのお願いです。令和3年度の議員報酬より積立金として5,000円を天引きさせていただきたいと思っております。入口の方にある委任、印鑑がまだの方は、お願いします。以上です。
三村参事	それでは次回の総会ですが5月14日(金)午前9時30分から、南庁舎1階1C会議室となっておりますがよろしいでしょうか。総会の終了後、例年農地部会、農政部会を開催しておりますので、改めてご連絡させていただきます。また6月は10日(木)午前9時30分からでいかがでしょうか。なお、6月は市議会定例会の予定により変更になる可能性がありますので、ご了承ください。以上です。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。

後藤委員	<p>皆さんのお知恵を借りたいのですが農地の貸し借りについて大佐でこのような状況が出ました。貸主が死亡しました。貸主の息子さんが二人おられ、よそに出られていて組に対しても良いことが無く放棄すると言われていた。もう一年期間が残っており心配なので聞くと当事者は放棄すると言われていたそうです。地元におられる親族方は迷惑がかかるといけなないので借主さんへ継続して作ってほしい。責任はとりますからと言われていた。借主もそのまま耕作したいとの要望です。このようなことが出ました。後、事務局で確認していただきたいのですが、他の地区でもこのような例はあるのではないかと。よその地区に出られて自分には関係ないと言われる方で農地だけは地元にある方が他にもおられるのではないかとおられます。今後このような件が出たら困るので事務局は確認して下さい。放棄するとは口頭でしか言われていない。文書で法務局に出してることではないので検討して下さい。</p>
会 長	<p>他に、ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。</p>
仲田代理	<p>本日は、ご苦勞様でした。(閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 10 時 50 分)</p>	